



シンガポール国際仲裁センター
仲裁規則

第5版・2013年4月1日施行

目次

第1項	適用範囲及び解釈	1
第2項	通知、期間の計算	4
第3項	仲裁通知	5
第4項	仲裁通知に対する答弁	7
第5項	簡易手続	8
第6項	仲裁人の人数及び選任	9
第7項	単独仲裁人	10
第8項	3名の仲裁人	10
第9項	多数当事者による仲裁人の選任	11
第10項	仲裁人の資格	12
第11項	仲裁人の忌避	13
第12項	忌避の通知	14
第13項	忌避の決定	15
第14項	仲裁人の交代	16
第15項	仲裁人交代の場合の再審問	16
第16項	手続の遂行	17
第17項	当事者による提出	18
第18項	仲裁地	20
第19項	仲裁の言語	20
第20項	当事者の代理人	21
第21項	審問	21

目次

第22項	証人	22
第23項	仲裁廷が選任した専門家	23
第24項	仲裁廷の付加的権限	23
第25項	仲裁廷の管轄権	26
第26項	暫定的及び緊急的救済	27
第27項	適用法、友誼的仲裁人	28
第28項	仲裁判断	28
第29項	仲裁判断の訂正及び追加的仲裁判断	31
第30項	報酬及び保証金	32
第31項	仲裁費用	34
第32項	仲裁廷の報酬及び費用	35
第33項	当事者の法的費用及びその他経費	35
第34項	免責	36
第35項	守秘義務	36
第36項	裁判所長、仲裁裁判所及び書記官による決定	37
第37項	一般条項	38
附属規程1	緊急仲裁人	39
附属規程2	SIAC国内仲裁に関する特別規程	42

目次

	支払に関する情報及びシンガポール国際仲裁法(Cap 143A)	44
	SIACモデル条項及び準拠法	45
	SIAC簡易仲裁手続モデル仲裁条項及び準拠法	47
	SIAC移動端末用アプリケーション	49
	報酬に関する附属規程	50

ご注意: 日本語版は専ら参照を目的としたものです。万一英語版と日本語版との間に齟齬が生じた場合には、英語版が優先します。

シンガポール国際仲裁センター仲裁規則 SIAC規則(第5版・2013年4月1日施行)

1. 適用範囲及び解釈

- 1.1 全当事者が紛争をSIACの仲裁に付託することに合意している場合、全当事者は仲裁が本規則に従って行われ、かつ管理されることに合意したものとみなされる。本規則のいずれかが当該仲裁の適用法の強行規定に抵触し、全当事者がその適用を排除できない場合には、当該強行規定が優先する。
- 1.2 本規則は2013年4月1日に施行され、全当事者に別段の合意がない限り、同日以降に開始するあらゆる仲裁に適用される。
- 1.3 2013年4月1日からSIAC規則(第4版・2010年7月1日施行)を以下の通り変更する。

a. 第1.3項について

「取締役会(Board)」、「議長(Chairman)」及び「理事委員会(Committee of the Board)」の定義を削除し、以下に置き換える。

「取締役会(Board)」は仲裁裁判所(Court)を意味する。

「議長(Chairman)」は裁判所長(President)を意味する。

「理事委員会(Committee of the Board)」は仲裁裁判所(Court)を意味する。

- b. 以下の定義を「理事委員会(Committee of the Board)」の定義の後ろに挿入する。

「仲裁裁判所委員会(Committee of the Court)」とは、仲裁裁判所の構成員の中から裁判所長が選任した2名以上の者からなる委員会(裁判所長を含むことができる)を意味する。

「仲裁裁判所(Court)」とは、SIACの仲裁裁判所を意味し、仲裁裁判所委員会を含む。

「裁判所長(President)」とは、仲裁裁判所の裁判所長を意味し、副裁判所長及び書記官を含む。

- 1.4 2013年4月1日からSIAC規則(第3版・2007年7月1日施行)を以下の通り変更する。

- a. 第1.2項について

「議長(Chairman)」の定義を削除し、以下に置き換える。

「議長(Chairman)」は裁判所長(President)を意味する。

- b. 以下の定義を「議長(Chairman)」の定義の後ろに挿入する。

「仲裁裁判所委員会(Committee of the Court)」とは、仲裁裁判所の構成員の中から裁判所長が選任した2名以上の者からなる委員会(裁判所長を含むことができる)を意味する。

「仲裁裁判所(Court)」とは、SIACの仲裁裁判所を意味し、仲裁裁判所委員会を含む。

「裁判所長(President)」とは、仲裁裁判所の裁判所長を意味し、裁判所副所長及び書記官を含む。

1.5 本規則において

「仲裁判断」には、部分的又は終局的仲裁判断、及び緊急仲裁人が下した仲裁判断を含む。

「仲裁裁判所委員会(Committee of the Court)」とは、仲裁裁判所の構成員の中から裁判所長が選任した2名以上の者からなる委員会(裁判所長を含むことができる)を意味する。

「仲裁裁判所(Court)」とは、SIACの仲裁裁判所を意味し、仲裁裁判所委員会を含む。

「裁判所長(President)」とは、仲裁裁判所の裁判所長を意味し、裁判所副所長及び書記官を含む。

「書記官(Registrar)」とは、仲裁裁判所の書記官を意味し、副書記官を含む。

「SIAC」とは、シンガポール国際仲裁センターを意味する。

「仲裁廷(Tribunal)」には、単独仲裁人、又は1名以上の仲裁人が選任された場合にはその仲裁人全員を含む。

いかなる代名詞も性別の区別はないものと理解される。

いかなる単数名詞も適切な状況においては複数を言及しているものと理解される。

2. 通知、期間の計算

- 2.1 本規則の目的上、いかなる通知、連絡又は提案も書面によるものとする。かかる書面による連絡は、書留郵便もしくはクーリエ工便での配達又は送付するか、いずれかの電子通信の形式(電子メール及びファクシミリを含む)で送信するか、あるいは配達記録が残るその他の手段で配達することができる。これが次のいずれかに宛てて配達された場合に受領されたとみなされる。即ち、(i)名宛人本人への手渡し、(ii)個人の習慣的居住地、事業所、又は指定住所、(iii)全当事者により合意された住所、(iv)従前の取引における全当事者の慣行に従った宛先、あるいは(v)合理的な調査によっても上記のいずれも見つからなかった場合には、判明している名宛人の最終居住地又は事業所。
- 2.2 通知、連絡又は提案は、配達された日にこれが受領されたとみなされる。

- 2.3 本規則に基づく期間計算の目的上、期間は通知、連絡又は提案が受領された日の翌日から起算する。期間の最終日が第2.1項に従った受領地では営業日でない場合には、期間は翌営業日まで延長される。経過期間中に発生する非営業日は当該期間の計算に含まれる。
- 2.4 全当事者は、仲裁手続に関するいかなる通知、連絡又は提案の写しも書記官に提出しなければならない。
- 2.5 本規則に定める場合を除き、書記官は本規則に基づいて規定されるいかなる期限もいつでも延長又は短縮することができる。

3. 仲裁通知

- 3.1 仲裁の開始を求める当事者(「申立人」)は、以下から成る仲裁通知を書記官に提出する。
- a. 紛争を仲裁に付託する旨の要求。
 - b. 仲裁に係る全当事者、もしあればその代理人について、分かる限りの氏名、住所、電話番号、ファックス番号、及び電子メールアドレス。
 - c. 行使される仲裁条項又は別個の仲裁合意についての記載、及びその写し。
 - d. 紛争発生の原因となるか、もしくは関係する契約(又はその他証書(例示すれば、投資協定))についての記載、及び可能な場合はその写し。

- e. 紛争の性質及び状況を記載し、請求する救済、また可能であれば請求の初期算定額を特定した簡潔な陳述。
 - f. 仲裁の方法に関して、又は申立人が提案を希望する事項に関して、従前に当事者が合意していたあらゆる内容の陳述。
 - g. 仲裁合意に特定されていない場合、仲裁人の人数についての提案。
 - h. 全当事者に別段の合意がない限り、仲裁合意で仲裁人を3名と定めている場合には仲裁人1名の指名、又は仲裁合意で単独仲裁人を定めている場合には単独仲裁人の提案。
 - i. 適用される法規に関する意見。
 - j. 仲裁の言語に関する意見。及び
 - k. 必要な申立手数料の支払い。
- 3.2 仲裁通知には第17.2項に定める請求陳述書(Statement of Claim)も含むことができる。
- 3.3 仲裁通知一式を書記官が受領した日が仲裁の開始日とみなされる。疑義を避けるため、仲裁通知は、第3.1項の要件すべてが充足された時点、又は書記官がかかる要件を実質的に遵守していると決定した時点で整ったものとみなされる。SIACは仲裁の開始を当事者に通知する。

- 3.4 申立人は、同時に仲裁通知の写しを被申立人に送付し、送付した旨を送達方法と送達日を特定して書記官に通知する。

4. 仲裁通知に対する答弁

- 4.1 被申立人は仲裁通知の受領から14日以内に、申立人に答弁書(Response)を送付する。答弁書には以下を含むものとする。

- a. 請求の全部もしくは一部に対する容認又は否認。
- b. 反対請求の性質及び状況を記載し、請求する救済、また可能であれば反対請求の初期算定額を特定した簡潔な陳述。
- c. 第3.1(f)項、(g)項、(h)項、(i)項、及び(j)項に基づいて仲裁通知に含まれたいずれかの陳述に対する意見、又は当該規則が対象とする事項についての意見。及び
- d. 全当事者に別段の合意がない限り、仲裁合意で仲裁人を3名と定めている場合には仲裁人1名の指名、又は仲裁合意で単独仲裁人を定めている場合には、申立人の単独仲裁人の提案に対する同意、もしくは反対提案。

- 4.2 答弁書には、第17.3項及び17.4項に定める抗弁陳述書(Statement of Defence)、及び反対請求陳述書(Statement of Counterclaim)も含むことができる。

- 4.3 被申立人は、同時に答弁書の写しを必要な反対請求申立手数料の支払とともに書記官に送付し、答弁書の送達方法及び送達日を書記官に通知する。

5. 簡易手続

- 5.1 以下の基準のいずれかが満たされた場合には、仲裁廷が完全に構成される前に、当事者は仲裁手続が本項に基づく簡易手続に従って行われるように書面で書記官に申請することができる。

- a. 紛争中の金額が、請求額、反対請求額及び一切の相殺抗弁額を累計して5,000,000シンガポールドル相当を超えない場合。
- b. 全当事者がその旨合意した場合。又は
- c. 例外的に緊急な事案の場合。

- 5.2 当事者が第5.1項に基づいて書記官に申請した場合で、裁判所長が全当事者の意見を検討した後、仲裁手続は簡易手続に従って行われるべきであると決定したときには、以下の手続が適用される。

- a. 書記官は本規則に基づくいずれの期限も短縮することができる。
- b. 裁判所長が別段の決定をしない限り、事案は単独仲裁人に付託される。

- c. 全当事者が当該の紛争は書証のみを根拠として決定される旨に同意しない限り、仲裁廷は、全ての証人及び専門家証人の尋問のため、またいかなる弁論のためにも審問を開催する。
- d. 仲裁判断は、例外的な状況において書記官が期間を延長しない限り、仲裁廷構成の日から6カ月以内になされる。及び
- e. 仲裁廷は簡易な形式で仲裁判断の根拠となる理由を述べるものとするが、理由が与えられない旨に全当事者が合意している場合を除く。

6. 仲裁人の人数及び選任

- 6.1 全当事者に別段の合意がない場合、又は全当事者による提案、紛争の複雑性、その金額、又はその他関連する状況を適正に考慮した上で、当該紛争は3名の仲裁人の選任が必要であると書記官に見受けられない場合には、単独仲裁人が選任される。
- 6.2 単独もしくは複数の当事者により、又は既に選任されている仲裁人を含む第三者により仲裁人が選任されることに全当事者が合意していた場合には、かかる合意は本規則に基づく仲裁人指名の合意として取り扱われる。
- 6.3 いかなる場合においても、全当事者により又は既に選任されている仲裁人を含む第三者により指名された仲裁人は、裁判所長の裁量で選任されることを条件とする。

- 6.4 裁判所長は可及的速やかに仲裁人を選任する。本規則に基づく仲裁人の選任について裁判所長が行ったいかなる決定も終局的であり、不服申立ての対象とならない。
- 6.5 裁判所長は、当事者によって既に選任を示唆又は提案されていた候補者を選任することができる。
- 6.6 各仲裁人の選任の条件は、その時点で有効である本規則及び実務便覧に従って、又は全当事者の合意に従って書記官によって定められる。

7. 単独仲裁人

- 7.1 単独仲裁人が選任される場合、いずれの当事者も他方当事者に対して1名又はそれ以上の者の名前を提案することができ、その内1名が単独仲裁人として務めることとなる。全当事者が単独仲裁人の指名について合意している場合には、第6.3項が適用される。
- 7.2 書記官が仲裁通知を受領した後21日以内に、全当事者が単独仲裁人の指名について合意に達していない場合、又は時期を問わずいずれかの当事者が要請する場合には、裁判所長は可及的速やかに選任を行うものとする。

8. 3名の仲裁人

- 8.1 3名の仲裁人が選任される場合、各当事者が1名の仲裁人を指名する。

- 8.2 当事者が他の当事者の仲裁人指名を受領した後14日以内に指名を行わないか、又は全当事者が別途同意した方法に従って指名を行わない場合には、裁判所長がその代理として仲裁人の選任を進めるものとする。
- 8.3 全当事者が3人目の仲裁人の選任について別段の手續に合意していないか、又はかかる合意された手續によって全当事者もしくは書記官が定めた期限内に指名に至らない場合には、議長仲裁人となるべき3人目の仲裁人は裁判所長によって選任される。

9. 多数当事者による仲裁人の選任

- 9.1 仲裁において2名以上の当事者が存在する場合で、3名の仲裁人が選任されるときには、申立人(複数の場合を含む)が共同で1名の仲裁人を指名し、被申立人(複数の場合を含む)が共同で1名の仲裁人を指名する。仲裁通知を書記官が受領してから28日以内、又は全当事者が合意したか、もしくは書記官が設定した期間内に両方のかかる共同の指名がなされなかった場合には、裁判所長が3名全員の仲裁人を選任し、そのうち1名を議長仲裁人として指定するものとする。
- 9.2 仲裁において2名以上の当事者が存在する場合で、1名の仲裁人が選任されるときには、全当事者すべてが仲裁人について合意しなければならない。仲裁通知を書記官が受領してから28日以内、又は全当事者が合意したか、もしくは書記官が設定した期間内に共同の指名

がなされなかった場合には、裁判所長が仲裁人を選任する。

10. 仲裁人の資格

- 10.1 当事者に選任されるか否かを問わず、本規則に基づいて仲裁を行ういかなる仲裁人も、常に独立かつ不偏であり、かつそうあり続けなければならない、またいずれかの当事者の代弁者として行為してはならない。
- 10.2 本規則に従って選任を行う場合、裁判所長は全当事者の合意によって仲裁人に求められるいかなる資格にも配慮し、また独立かつ不偏の仲裁人の選任を確保できるように考慮しなければならない。
- 10.3 裁判所長は、仲裁人が仲裁の性質にふさわしい迅速かつ効率的な方法で事案を決定できる十分な可用性を持つか否かも考慮しなければならない。
- 10.4 仲裁人は、自己の不偏性又は独立性に正当化可能な疑義を生じる恐れのあるいかなる事情についても、合理的範囲内で可及的速やかに、かついかなる場合でも裁判所長による選任前に、全当事者及び書記官に開示するものとする。
- 10.5 仲裁人は、仲裁期間中に発生する恐れのある同様の性質のいかなる事情についても、全当事者、他の仲裁人及び書記官に速やかに開示するものとする。

- 10.6 全当事者が仲裁人に求める資格に合意している場合で、一方当事者が仲裁人指名の通知を受領した後14日以内に仲裁人がかかる資格を有していない旨を述べないときには、その仲裁人はかかる資格を満たしてしているとみなされる。かかる忌避の場合には、第11項から14項の仲裁人の忌避及び交代の手続が適用される。
- 10.7 当事者又は当事者を代理するいかなる者も、仲裁人又は当事者が指名する仲裁人候補者と当該事案に関して一方的な連絡をとってはならない。但し、論争についての一般的性質と予測される手続を候補者に知らせるため、又は候補者の資格、可用性もしくは全当事者との独立性に関して協議するため、あるいは3人目の仲裁人の選出において全当事者又は当事者が指定する仲裁人がその選任に参加する場合に、その選出のための候補者の適格性を協議するためである場合は除く。当事者又は当事者を代理するいかなる者も、当該事案に関して議長仲裁人の候補者と一方的な連絡をとってはならない。

11. 仲裁人の忌避

- 11.1 仲裁人の不偏性又は独立性について正当化可能な疑義を生じる事情が存在する場合、又は全当事者が合意したいずれかの必要な資格を仲裁人が有していない場合には、仲裁人は忌避されうる。

- 11.2 当事者は、自らが指名した仲裁人については、選任された後に知得した理由のみによって忌避を申立てることができる。

12. 忌避の通知

- 12.1 第10.6項を条件として、仲裁人の忌避を意図する当事者は、忌避の対象となる仲裁人の選任通知を受領した後14日以内、又は第11.1項又は11.2項に規定される事情を当該当事者が知得した後14日以内に、忌避の通知を送付しなければならない。
- 12.2 忌避の通知は書記官に提出され、同時に他方当事者、忌避の対象となる仲裁人、及び仲裁廷のその他の構成員に送付される。忌避の通知は書面とし、忌避の理由を記載するものとする。書記官は忌避が解決するまで、仲裁の停止を命じることができる。
- 12.3 仲裁人が一方当事者によって忌避された場合、他方当事者は当該忌避に同意することができる。また忌避された仲裁人は辞任することができる。そのいずれの場合も、忌避の根拠の有効性を認めたと暗示するものではない。
- 12.4 第12.3項に定める場合において、たとえ忌避対象の仲裁人の選任手続中に一方当事者が自己の指名権を行使しなかったとしても、場合に応じて第6項、7項、8項又は9項に定める手続が代替仲裁人の選任に用い

られる。当該規則に定める期限は、他方当事者の忌避への同意を受領した日、又は忌避された仲裁人が辞任した日から開始する。

13. 忌避の決定

- 13.1 忌避の通知を受領してから7日以内に他方当事者が忌避に同意せず、かつ忌避の対象となっている仲裁人が自発的に辞任しない場合には、仲裁裁判所がその忌避について決定する。
- 13.2 仲裁裁判所が忌避を容認した場合には、たとえ忌避対象の仲裁人の選任手続中に一方当事者が自己の指名権を行使しなかったとしても、場合に応じて第6項、7項、8項又は9項に定める手続に従って代替仲裁人が選任される。当該規則に定める期限は、書記官が仲裁裁判所の判断を全当事者に通知した日から開始する。
- 13.3 仲裁裁判所が忌避を却下した場合、仲裁人は引き続き仲裁を行うものとする。書記官が第12.2項に従って仲裁の停止を命令しない場合、仲裁裁判所が忌避の判断を行っている間は、忌避対象の仲裁人は仲裁を続行する権利を有する。
- 13.4 仲裁裁判所は忌避に関する費用を決定することができ、当該費用を負担する者及び負担方法を指示することができる。

- 13.5 本項に基づく仲裁裁判所の決定は終局的であり、不服申立ての対象とならない。

14. 仲裁人の交代

- 14.1 仲裁手続の過程における仲裁人の死亡、辞任又は解任の場合には、交代となる仲裁人の指名及び選任に適用された手続に従って代替の仲裁人が選任される。
- 14.2 仲裁人が遂行を拒否もしくは遂行しない場合、又は仲裁人がその職務を履行することが法律上もしくは事実上不可能な場合、あるいは本規則に従って又は規定された期限内に仲裁人がその職務を履行していない場合には、第11項から13項及び14.1項に定める仲裁人の忌避及び交代の手続が適用される。
- 14.3 全当事者と協議した後、裁判所長は、遂行を拒否もしくは遂行しないか、その職務の履行が法律上もしくは事実上不可能か、あるいは本規則に従って又は規定された期限内にその職務を履行しない仲裁人につき、その裁量をもって同人を解任することができる。

15. 仲裁人交代の場合の再審問

第12項から14項に基づいて、単独仲裁人又は議長仲裁人が交代となる場合には、全当事者に別段の合意がなければ、従前に開催されたいかなる審問も繰り返されるものとする。その他の仲裁人が交代となる場合に

は、全当事者と協議した上で仲裁廷の裁量で従前の審問を繰り返すことができる。仲裁廷が暫定的又は部分的仲裁判断を下していた場合は、当該仲裁判断にのみ関連するいかなる審問も繰り返されてはならず、当該仲裁判断は有効に存続する。

16. 手続の遂行

- 16.1 仲裁廷は、全当事者と協議の上、紛争の公正、迅速、経済的かつ終局的な決定を確保するために適切と考える方法で仲裁を遂行する。
- 16.2 仲裁廷は、全ての証拠の関連性、重要性及び証拠能力を決定する。証拠は法律上の証拠能力を有する必要はない。
- 16.3 仲裁人全員が選任された後可及的速やかに、仲裁廷は当該事案にとって最も適切かつ効率的な手続を検討するため、面接又はその他の方法で全当事者と事前準備会議を行う。
- 16.4 仲裁廷は、その裁量によって手続の順序を指示し、手続を分離し、重複もしくは関連性のない証言又はその他の証拠を除外することができ、また当該事案の全部又は一部の処分決定を左右する問題に主張を集中するように全当事者に指示することができる。
- 16.5 議長仲裁人は手続に関する決定を単独で行うことができるが、当該決定は仲裁廷による変更に従う。

- 16.6 一方当事者から仲裁廷及び書記官に提供された全ての陳述、書面、又はその他の情報は、他方当事者に対しても同時に連絡されなければならない。

17. 当事者による提出

- 17.1 仲裁廷が別段の決定をしない限り、陳述書の提出は本項に定める通りに進められる。
- 17.2 第3.2項に従って既に提出していない場合には、仲裁廷が定める期間内に、申立人は以下を詳述した請求陳述書を被申立人及び仲裁廷に送付する。
- a. 請求を証拠立てる事実の陳述。
 - b. 請求を証拠立てる法的根拠又は主張。及び
 - c. 請求する救済方法と算定可能な請求すべての金額。
- 17.3 第4.2項に従って既に提出していない場合には、仲裁廷により決定される期間内に、被申立人は依拠する事実、及び法律上の争点を含むがこれに限定することなく、請求陳述書に対する全ての抗弁を記載した抗弁陳述書を申立人に送付する。抗弁陳述書にはいかなる反対請求も記載し、その反対請求は第17.2項の要件を遵守する。

- 17.4 反対請求がなされた場合、仲裁廷により決定される期間内に、申立人は反対請求に対する抗弁陳述書を被申立人に送付し、これには反対請求書のなかで自己が容認又は否認する事実及び法律上の争点、請求もしくは争点を否認する根拠、また依拠するその他の事実及び法律上の争点すべてを詳述する。
- 17.5 当事者は自己の請求、反対請求又はその他の提出物を変更することができるが、変更を行うことによる遅延、他方当事者への不利な影響、またその他事由に鑑み、その変更を認めることは不適切であると仲裁廷が判断する場合を除く。但し、請求又は反対請求は、変更後の請求又は反対請求が、仲裁合意の範囲外となるような方法でこれを変更することはできない。
- 17.6 仲裁廷は、どの追加の提出が当事者から必要か又は当事者による呈示を認めるかを決定する。仲裁廷はかかる提出を連絡するための期間を定める。
- 17.7 本項で言及する一切の提出物には、いずれの当事者からも以前に提出されていないあらゆる証拠立てる書類の写しを添付する。
- 17.8 申立人が規定された期間内に請求陳述書を提出しなかった場合には、仲裁廷は仲裁手続の終了命令、又はその他適切な指示を下すことができる。
- 17.9 被申立人が抗弁陳述書を提出しなかった場合、又はいずれかの時点でいずれかの当事者が仲裁廷の指示する方法で自らの主張を提示する機会を利用しなかつ

た場合にも、仲裁廷は仲裁手続を継続することができる。

18. 仲裁地

- 18.1 全当事者は仲裁地について合意することができる。かかる合意がない場合、当該事案についてのあらゆる状況に鑑みて他の場所がより適切であると仲裁廷が判断しない限り、仲裁地はシンガポールとする。
- 18.2 仲裁廷は便宜又は適切と考えるいずれの方法でも、また都合がよいか又は適切と考えるいかなる場所においても審問及び会議を開催することができる。

19. 仲裁の言語

- 19.1 全当事者に別段の合意がない場合には、仲裁廷が手続で使用する言語を決定する。
- 19.2 書面が仲裁の言語以外の言語(複数の場合を含む)で記載される場合には、仲裁廷、又は仲裁廷が構成されていないときには書記官が、仲裁廷又は書記官により決定される形式で翻訳を提出するように当事者に命じることができる。

20. 当事者の代理人

いずれの当事者も弁護士又はその他の代理人により代理されることができる。

21. 審問

- 21.1 全当事者が書面のみによる仲裁に同意していない限り、いずれかの当事者が要請するか、又は仲裁廷が決定すれば、管轄権に関するいかなる争点を含むがこれに限定することなく、当該紛争の本案についての証拠の提出のため、及び/又は口頭での主張のために仲裁廷は審問を開催するものとする。
- 21.2 仲裁廷は、いかなる会議又は審問の日時及び場所を決定し、全当事者に合理的な通知を行う。
- 21.3 手続に係る当事者が欠席の十分な原因を示すことなく審問に出席しない場合にも、仲裁廷は仲裁を継続し、仲裁廷の手許にある主張及び証拠に基づいた仲裁判断を行うことができる。
- 21.4 全当事者に別段の合意がない場合には、会議及び審問はすべて非公開とし、記録、速記録又は使われた書面一切は対外秘のままとする。

22. 証人

- 22.1 審問の前に、仲裁廷はいずれかの当事者が提出するつもりである専門家証人を含む証人について、同人らの正体、証言の対象となる事項、及び争点との関連を通知するように当該当事者に要求することができる。
- 22.2 仲裁廷は、証人の出廷を許可、却下又は制限する裁量を有する。
- 22.3 口頭証拠を提出する証人は、各当事者、その代理人及び仲裁廷により、仲裁廷が決定する方法で尋問される。
- 22.4 仲裁廷は、署名付の陳述書、宣誓供述書、又はその他の記録形式のいずれかによる書面の形式で、証人の証言を提出するように命じることができる。第22.2項を条件として、いずれの当事者も当該証人に口頭尋問への出席を要求することができる。証人が出席しなかった場合、仲裁廷は仲裁廷が適切と考える通りに書面による証言に重きを置くか、それを無視又は一切除外することができる。
- 22.5 いずれかの当事者又はその代理人は、証人又は証人となる可能性のある者(当該当事者が提出する者の場合もある)に、審問出頭前に面会することが認められる。

23. 仲裁廷が選任した専門家

- 23.1 全当事者に別段の合意がない場合には、仲裁廷は、
- a. 全当事者と協議の上、特定の争点についての報告を行う専門家を選任することができる。及び
 - b. 当事者に対して、かかる専門家への関連情報の提供、又はいかなる関連書類、物品もしくは財の提示又は閲覧可能とするように要求することができる。
- 23.2 そのように選任された専門家は、報告を書面で仲裁廷に提出するものとする。かかる報告書を受領した後、仲裁廷は報告書の写しを全当事者に送付し、報告書についての書面による意見の提出を全当事者に求めるものとする。
- 23.3 全当事者に別段の合意がない場合で、仲裁廷が必要性を認めるときには、かかる専門家は報告書を差し出した後、審問に参加しなければならない。審問では、全当事者は同人を尋問する機会を有するものとする。

24. 仲裁廷の付加的権限

本規則にて特定された権限に加え、仲裁に適用される強行法規から潜脱することなく、仲裁廷は以下の権限を有するものとする。

- a. 契約の修正を命じる権限。但し、当該契約の全当事者すべてが行ったと仲裁廷が判断するいずれかの誤りを修正するために必要な範囲に限られる。これは、当該契約に適用される準拠法がその修正を認めることを前提とする。
- b. 当事者からの申し入れがあった場合に、1名又はそれ以上の第三者で、仲裁合意の当事者であり、当該第三者が書面で同意するときには、同人が当該仲裁の当事者に追加されることを許可し、そしてその後、全当事者すべてに関する単一の終局的仲裁判断又は個別の仲裁判断を行う権限。
- c. 第28.2項及び29.5項に定める場合を除き、本規則もしくはその指示によって定める期限を延長又は短縮する権限。
- d. 仲裁廷に必要又は便宜と見受けられる照会を行う権限。
- e. 当事者に対して、所有物又は物品を視察のために提供することを命じる権限。
- f. 紛争の目的事項であるか、もしくはその一部を構成する所有物又は物品の保存、保管、売却あるいは処分を命じる権限。
- g. 当事者に対して、仲裁廷が当該事案に関連があり、かつその結論に重大な影響を及ぼすと考える一切の書類で、当事者が所持するか、又はその

支配下にあるものを仲裁廷及び他方当事者に閲覧のために提出し、かつその写しの供与を命じる権限。

- h. 未払いの仲裁費用についての仲裁判断を下す権限。
- i. 当事者に対して、宣誓陳述書又はその他の形式で証拠を提示するように指示する権限。
- j. 当事者に対して、仲裁手続でなされる可能性のある仲裁判断が、当事者による資産の浪費によって実効性がなくならないことを確保すべく指示する権限。
- k. 当事者に対して、仲裁廷が適切と考えるいずれかの方法で法的費用又はその他経費のための担保提供を命じる権限。
- l. 当事者に対して、仲裁での紛争金額の全部又は一部への担保提供を命じる権限。
- m. 当事者が本規則、あるいは仲裁廷の命令もしくは指示、又は部分的仲裁判断の遵守について、また会議もしくは審問への出席について、懈怠又は拒否するに拘わらず、仲裁を続行し、かつ仲裁廷が適切とみなす制裁を科す権限。
- n. 適切であれば、第17項に基づいて提出された提出物において、明示か暗示かに拘わらず提起されていない争点について判断する権限。但し、当該の

争点が明確に他方当事者に注意喚起されており、かつ他方当事者に適切な答弁の機会が与えられていた場合とする。

- o. 仲裁手続に適用される法律を決定する権限。及び
- p. 法的又はその他の秘匿特権の請求について決定する権限。

25. 仲裁廷の管轄権

25.1 当事者が、仲裁合意の存在もしくは有効性について、又は仲裁廷が選任される前に仲裁を管理するSIACの能力について異議を申し立てる場合には、書記官は当該の異議を仲裁裁判所に申し送りするか否かを判断する。書記官が申し送りを決定した場合には、仲裁裁判所は本規則に基づく有効な仲裁合意の存在が疎明として存在するとして良いかどうかを判断する。仲裁裁判所が上記を満たさないと判断した場合、仲裁手続は終了するものとする。書記官又は仲裁裁判所のいかなる決定も、仲裁廷のその管轄権について裁定を下す権限を損なうものでない。

25.2 仲裁廷は、仲裁合意の存在、終了又は有効性に対する異議を含め、自らの管轄権について裁定を下す権限を有する。その目的上、契約の一部を構成する仲裁合意は、契約のその他の条件とは独立の合意として扱われるものとする。契約が無効であるとの仲裁廷の決定

は、仲裁合意の法律上当然の無効をもたらすものでない。

- 25.3 仲裁廷に管轄権がないとの抗弁は、抗弁陳述書又は反対請求に対する抗弁陳述書の前に提起されなければならない。仲裁廷が管轄権の範囲を超えているとの抗弁は、管轄権を超えると主張される事項について仲裁廷が判断する意向を示唆した後速やかに提起されなければならない。いずれの場合においても、遅れてなされた抗弁につき、その遅延が正当化されると仲裁廷が判断するときには、仲裁廷は本規則に基づく当該抗弁を許可することができる。当事者は自己が仲裁人を指名したか、又は指名に参加したという事実をもって、かかる抗弁の提起を妨げられことはない。
- 25.4 仲裁廷は、第25.3項に定める抗弁について、前提問題として又は本案に関する仲裁判断としてのいずれの方法でも裁定を下すことができる。
- 25.5 当事者は、適用法が認める範囲において相殺の目的で請求又は抗弁に依拠することができる。

26. 暫定的及び緊急的救済

- 26.1 仲裁廷は、当事者の要請がある場合には、自己が適切とみなす差止めもしくはその他の暫定的救済を付与する命令又は仲裁判断を下すことができる。仲裁廷は、暫定的救済を求める当事者に対して、求める救済に関して適切な担保の提供を命令することができる。

- 26.2 仲裁廷構成前に緊急の暫定的救済を必要とする当事者は、附属規程1に定める手続に従ってかかる救済を申請することができる。
- 26.3 仲裁廷構成前、又はその後の例外的な状況において、当事者が司法当局に対して行った暫定的救済の要求は本規則と抵触するものでない。

27. 適用法、友誼的仲裁人

- 27.1 仲裁廷は、当事者が指定した法を紛争の実体に適用できる通りに適用させるものとする。全当事者によるかかる指定がない場合には、仲裁廷は自ら適切と決定する法令を適用させる。
- 27.2 仲裁廷は、全当事者が明示的に仲裁廷に権限を与えた場合に限り、友誼的仲裁人として又は衡平と善良により決定するものとする。
- 27.3 いかなる場合においても、契約の条件があれば、これに従って仲裁廷は決定をし、また取引に適用される商取引慣行を考慮に入れるものとする。

28. 仲裁判断

- 28.1 仲裁廷は、全当事者がさらに提出すべき関連性ある重要な証拠、又は提出すべき主張がないことに満足した場合には、全当事者と協議の上、手続の終結を宣言す

る。仲裁廷は、仲裁判断が下される前であれば、自らの発議又は当事者の申請によって手続を再開することができる。

- 28.2 仲裁判断を下す前に、仲裁廷は仲裁判断を草案の形式で書記官に提出する。書記官が期間を延長しないか、又は全当事者に別段の合意がない場合には、仲裁廷は手続の終結を宣言した日から45日以内に仲裁判断の草案を書記官に提出しなければならない。書記官は可及的速やかに仲裁判断の様式について修正を提案することができ、仲裁廷が任意に決定できる自由に影響を及ぼすことなく、実体的内容についても注意喚起することができる。書記官から様式についての承認がなされるまでは、いかなる仲裁判断も仲裁廷は下さないものとする。
- 28.3 仲裁廷は、異なる争点について異なる時点に別個の仲裁判断を下すことができる。
- 28.4 いずれかの仲裁人が、合理的な機会が与えられていたにも拘わらず仲裁判断を下すにあたって協力を怠る場合には、残りの仲裁人が当該仲裁人欠席のまま手続を進めるものとする。
- 28.5 仲裁人が1名以上の場合、仲裁廷は多数決で決定する。多数決で決定できない場合には、議長仲裁人が単独で仲裁廷の仲裁判断を行うものとする。

- 28.6 仲裁判断は書記官に伝達され、書記官は仲裁費用の決済が全て終了した時点で、その認証謄本を全当事者に送信する。
- 28.7 仲裁廷は、仲裁廷が適切と判断するいかなる期間についても、仲裁の対象となっている金額に全当事者が同意した利率、又はかかる同意がない場合には仲裁廷が適切と判断する利率で、単利又は複利の利息を付す裁定を下すことができる。
- 28.8 和解の場合には、仲裁廷はいずれかの当事者が要求すればその和解を記録した同意に基づく仲裁判断を下すことができる。当事者が同意に基づく仲裁判断を要求しない場合には、全当事者は和解に達したことを書記官と確認する。いずれかの未払いの仲裁費用が支払われた時点で、仲裁廷の職務は終了し、仲裁は終結する。
- 28.9 第29項及び附属規程1を条件として、本規則に基づく仲裁に合意することにより、全当事者は仲裁判断を直ちに遅滞なく履行することを約束し、また全当事者は、いかなる国の裁判所又は司法当局に対して形式の如何を問わず不服申立て、審査又は請求を行う権利につき、権利放棄が有効に行われ得る限りにおいて撤回不能でこれを放棄し、さらに全当事者は仲裁判断が終局的であり、かつ仲裁判断がなされた日から全当事者を拘束することに同意する。

28.10 SIACはいかなる仲裁判断も当事者の名前及び当事者を特定できる情報を編集してこれを公表することができる。

29. 仲裁判断の訂正及び追加的仲裁判断

29.1 仲裁判断を受領してから30日以内に、当事者は書記官及び他の当事者に書面による通知をすることで、仲裁判断におけるいかなる計算上の誤り、いかなる事務的誤りもしくは誤字、又は同様の性質の誤りについても、仲裁廷に訂正を要請することができる。他の当事者のいずれも、当該要請を受領してから15日以内に当該要請についての意見を述べる事ができる。仲裁廷がかかる要請は正当化されると考える場合には、仲裁廷は要請を受領した後30日以内に訂正を行うものとする。仲裁判断の原本又は別個のメモランダムにおいてなされたいかなる訂正も、仲裁判断の一部を構成する。

29.2 仲裁廷は、第29.1項に定める種類のいかなる誤りも仲裁判断の日から30日以内に自らの発議で訂正することができる。

29.3 仲裁判断を受領してから30日以内に、当事者は書記官及び他の当事者に書面による通知をすることで、仲裁手続で提示されたが仲裁判断で取り扱われていない請求事項について、追加的な仲裁判断を仲裁廷に要請

することができる。他の当事者のいずれも、当該要請を受領してから15日以内に当該要請についての意見を述べるることができる。仲裁廷がかかる要請は正当化されると考える場合には、仲裁廷は要請を受領した後45日以内に追加の仲裁判断を行うものとする。

29.4 仲裁判断を受領してから30日以内に、当事者は書記官及び他の当事者に書面による通知をすることで、仲裁廷が仲裁判断についての解釈を与えるように要請することができる。他の当事者のいずれも、当該要請を受領してから15日以内に当該要請についての意見を述べるることができる。仲裁廷がかかる要請は正当化されると考える場合には、仲裁廷は要請を受領した後45日以内に書面で解釈を提示するものとする。かかる解釈は、仲裁判断の一部を構成する。

29.5 書記官は本項の期限を延長することができる。

29.6 第28項の規定は、加えられた仲裁判断への訂正及び追加の仲裁判断に関して、必要又は適切な変更が加えられた上で同様に適用される。

30. 報酬及び保証金

30.1 仲裁廷の報酬及びSIACの報酬は、仲裁開始時に有効な料金表に従って確定される。仲裁廷の報酬を定める代替的な方法は、仲裁廷の構成前に全当事者がこれに同意することができる。

- 30.2 書記官は仲裁費用の予納金を決定する。書記官が別段の指示をしない場合には、かかる予納金の50%は申立人によって、残る50%は被申立人によって支払われるものとする。書記官は請求及び反対請求に係る費用について、それぞれ別途の予納金を決定することができる。
- 30.3 請求又は反対請求の金額が支払期限までに算定できない場合には、書記官により仲裁費用の暫定的な見積もりがなされるものとする。かかる見積もりは、紛争の性質及び事案の状況を根拠にすることができる。これは、以後に入手可能になりうる情報に照らして調整できるものとする。
- 30.4 書記官は、当事者を代理して、もしくは当事者の便益のために発生させたか、又は発生する可能性のある仲裁費用に対して、追加の予納金の支払いを当事者に適時指示することができる。
- 30.5 当事者が指示された予納金又は保証金の支払いを怠った場合、書記官は仲裁廷及び全当事者と協議の上、仲裁廷に職務を停止し、かつ当該期限の満了をもって関連する請求又は反対請求が取り下げられたものとみなす期限の設定を指示することができる。但し、この取り下げのみなしは、同一の請求又は反対請求を別の手続で再提出する当事者の権利を損なうものでない。

- 30.6 全当事者は共同でかつ個別に仲裁費用について責任を負う。いずれの当事者も、他方当事者がその負担分の支払を怠った場合には、請求もしくは反対請求に関する仲裁費用の予納金又は保証金の全部を支払うことができる。本項に基づいて指示された予納金又は保証金が、全部か一部かを問わず未払いである場合には、仲裁廷又は書記官は、その職務の全部又は一部を停止することができる。当事者が申請する場合には、仲裁廷は第24(h)項に従って、未払い費用についての仲裁判断を下すことができる。
- 30.7 仲裁が和解されるか又は審問なしに終結される場合には、仲裁費用は書記官により終局的に決定されるものとする。書記官は、仲裁が和解又は終結されたところの手続の段階を含め、当該事案の状況一切を勘案するものとする。決定された仲裁費用が支払われた保証金よりも少ない場合には、全当事者が同意する割合で、又は同意がない場合には保証金が支払われたのと同じ割合で返金となされる。
- 30.8 全ての予納金はSIACに支払われ、SIACがこれを保持する。保証金に発生しうる利息はSIACが留保する。

31. 仲裁費用

- 31.1 仲裁廷は、仲裁判断において仲裁費用の総計を特定する。全当事者に別段の合意がない場合には、仲裁廷は

仲裁判断において当事者間における仲裁費用の負担割合を決定するものとする。

31.2 「仲裁費用」という用語には以下を含む。

- a. 仲裁廷の報酬及び費用。
- b. SIACの事務管理報酬及び費用。及び
- c. 仲裁廷から必要とされた専門家の意見及びその他の支援の費用。

32. 仲裁廷の報酬及び費用

32.1 仲裁廷の報酬は、料金表及び仲裁が終了したところの
手続の段階に従って、書記官により決定されるものとする。例外的な状況においては、書記官は料金表に定める金額を越える追加の報酬の支払いを認めることができる。

32.2 仲裁廷が必要に応じて発生させた合理的な立替費用及びその他の手当は、適用される実務便覧に従って払い戻されるものとする。

33. 当事者の法的費用及びその他経費

仲裁廷は、その仲裁判断において、一方当事者の法的費用又はその他経費の全部もしくは一部につき、他方当事者がこれを支払うように命じる権限を有する。

34. 免責

- 34.1 SIACは、裁判所長、仲裁裁判所の構成員、取締役、役員、従業員、又はいかなる仲裁人も含め、本規則に準拠するいかなる仲裁に関するいかなる過誤、作為又は不作為についても、いかなる者に対しても一切責任を負わない。
- 34.2 SIACは、裁判所長、仲裁裁判所の構成員、取締役、役員、従業員、又はいかなる仲裁人も含め、本規則に準拠するいかなる仲裁に関しても、いかなる陳述も行う義務を負わない。当事者は、本規則に準拠する仲裁に関するいかなる法的手続においても、裁判所長、仲裁裁判所の構成員、取締役、役員、従業員、又は仲裁人を証人とすることを求めてはならない。

35. 守秘義務

- 35.1 全当事者及び仲裁廷は、手続に関するすべての事項及び仲裁判断を常に秘密として扱うものとする。
- 35.2 当事者又は仲裁人は、全当事者すべての事前の書面による同意なしに、第三者に対していかなる事項も開示してはならない。但し、以下の場合を除く。
- a. いかなる国の管轄権を有する裁判所に、仲裁判断の強制又は異議を申請することを目的とする場合。

- b. 管轄権を有する法域の裁判所の命令、又は同裁判所により発令される召喚命令に従う場合。
 - c. 法的権利もしくは請求を追求又は強制することを目的とする場合。
 - d. 開示する当事者を拘束するいかなる国の法の規定を遵守する場合。
 - e. いかなる規制機関もしくはその他当局の要請又は要求を遵守する場合。又は
 - f. 一方当事者による他方当事者への適切な通知を伴う申請により仲裁廷が行った命令に従う場合。
- 35.3 本項において「手続に関する事項」とは、手続の存在、ならびに仲裁手続における主張、証拠及びその他の資料、また手続で他方当事者が提出したその他全ての書類、又は手続から発生する仲裁判断を意味するが、その他公知である事項を除く。
- 35.4 当事者が本項の規定に違反した場合には、仲裁廷は、制裁もしくは費用についての命令又は仲裁判断を下すことを含め、適切な手段を講じる権限を有する。

36. 裁判所長、仲裁裁判所及び書記官による決定

- 36.1 第25.1項を条件として、仲裁に関する一切の事項について、裁判所長、仲裁裁判所及び書記官が行う決定は終局的であり、かつ全当事者及び仲裁廷を拘束する。

裁判所長、仲裁裁判所及び書記官は、かかる決定の理由を提示することを求められない。

- 36.2 第25.1項を条件として、全当事者は、裁判所長、仲裁裁判所及び書記官が行ったいかなる決定についても、いかなる国の裁判所又は司法当局に対して不服申立て又は審査を求めるいかなる権利も放棄したものとみなされる。

37. 一般条項

- 37.1 本規則に基づく規定又は要件が遵守されていないことを知りながら、速やかに異議を唱えることなく仲裁を継続する当事者は、その異議申立ての権利を放棄したものとみなされる。
- 37.2 本規則に明示的に規定されていない一切の事項については、裁判所長、仲裁裁判所、書記官、及び仲裁廷は本規則の趣旨に基づいて行動し、また仲裁の公平、迅速かつ経済的な終結と仲裁判断の強制可能性を確保するために合理的な全ての努力を尽くすものとする。
- 37.3 書記官は、本規則に準拠する仲裁の管理を円滑に進めることを目的として、本規則を補完し、規制し、かつ履行するための実務便覧を適時発行することができる。

ご注意: 日本語版は専ら参照を目的としたものです。万一英語版と日本語版との間に齟齬が生じた場合には、英語版が優先します。

附属規程 1

緊急仲裁人

1. 緊急的救済を必要とする当事者は、仲裁通知の提出と同時又はその後、但し仲裁廷の構成前に、緊急の暫定的救済の申請を行うことができる。当該当事者は、書記官及びその他の当事者全員に対して、求める救済の性質及び当該救済が緊急に必要となる理由を書面で通知する。申請書には当該当事者がかかる救済を求める権利がある理由も記載しなければならない。かかる通知は、他の当事者全員に通知が行われていることを証明する内容、又は他方当事者に通知するために誠意をもって講じたいかなる措置についての説明も含むものとする。申請は、本附属規程1に従った手続について書記官が設定するいかなる報酬の支払もあわせて行われなければならない。
2. 裁判所長がSIACはその申請を受理すべきであると決定した場合には、書記官が当該の申請と必要な報酬の支払いを受領してから1営業日以内に、裁判所長は緊急仲裁人の選任を求めなければならない。
3. 選任を受け入れる前に、選任される予定の緊急仲裁人は自己の不偏性、又は独立性に正当化可能な疑念を生じる恐れのあるいかなる事情についても書記官に開示するものとする。緊急仲裁人の選任についての忌避

は、緊急仲裁人の選任、及び開示された事情が書記官から当事者に連絡されてから1営業日以内に行われなければならない。

4. 緊急仲裁人は、全当事者が同意しない場合には、当該紛争に関して以後に行われる仲裁で仲裁人になることはできない。
5. 緊急仲裁人は、可及的速やかに、但しいかなる場合でも選任から2営業日以内に、緊急的救済申請を検討するための日程を設定するものとする。かかる日程には、全当事者すべてが審問を受ける合理的な機会を設けなければならないが、正式な審問に代えて電話会議又は書面の提出による手続を定めることができる。緊急仲裁人は、自らの管轄権について裁定を下す権限を含め、本規則に従って仲裁廷に与えられた権限を有し、附属規程1の適用についてのいかなる紛争も解決するものとする。
6. 緊急仲裁人は、同人が必要とみなすいかなる暫定的救済も命令又は裁定する権限を有するものとする。緊急仲裁人はその決定の理由を書面で提示するものとする。緊急仲裁人は、正当な理由を示した上で、暫定的仲裁判断もしくは命令を修正するか又は取消しとすることができる。
7. 緊急仲裁人は、仲裁廷が構成された後に行為する権限は一切ないものとする。仲裁廷は、緊急仲裁人が下した緊急的救済の暫定的仲裁判断又は命令につき、再

考、修正又は取消しとすることができる。仲裁廷は、緊急仲裁人が示した理由に拘束されない。緊急仲裁人が下したいかなる命令又は仲裁判断も、いかなる場合においても、かかる命令又は仲裁判断から90日以内に仲裁廷が構成されない場合、又は仲裁廷が終局的仲裁判断を下すとき、あるいは請求が取り下げられる場合には拘束力を失うものとする。

8. 緊急的救済についてのいかなる暫定的仲裁判断又は命令も、かかる救済を求める当事者が適切な担保を供することを条件にすることができる。
9. 本附属規程1に従った命令又は仲裁判断は、これが下された時点で全当事者を拘束する。本規則に基づく仲裁に合意することによって、全当事者は遅滞なくかかる命令又は仲裁判断に従うことを確約する。
10. 本附属規程1に従った申請に係る費用は、第一義的に緊急仲裁人により負担を割り当てられるが、終局的に費用の負担割当を決定する仲裁廷の権限に従う。
11. 本規則は、本附属規程1に従ったいかなる手続についても、かかる手続に固有の緊急性を考慮に入れた上で、適宜に適用される。緊急仲裁人は、本規則を適用するのに適切な方法を決定することができ、当該事項についての同人の決定は終局的であり、不服申立ての対象とならない。

附属規程2

SIAC国内仲裁に関する特別規程

第1条 廃止

シンガポール国際仲裁センターの国内仲裁規則第2版
2002年9月1日(SIAC国内仲裁規則)は廃止される。

第2条 移行措置

全当事者が合意して明示的にSIAC国内仲裁規則に基づいて
仲裁を付託していた場合、かかる合意は本規則及び本
附属規程に基づく仲裁への付託とみなされる。

第3条 略式仲裁判断

1. 本規則第17項に基づく請求陳述書、抗弁陳述書及び
反対請求の提出期限が満了した時点で、但し、満了後
21日以内までは、当事者がその請求又はその請求の
実体的部分に対する有効な抗弁が存在しないと考
える場合には、当事者は請求又は請求の一部に対
する略式仲裁判断の申請を仲裁廷に届け出て、また
他方当事者及び書記官にこれを送達することができる。
本条における「請求」には反対請求も含む。
2. 申請には事実を完全に述べ、これを証拠立てる
詳細な根拠を記載した宣誓供述書を添付しなければ
ならない。

3. 申請及び宣誓供述書の送達から21日以内に、他方当事者が当該申請への異議申立てを望む場合には、異議申立ての宣誓供述書を届け出て、これを送達しなければならない。申請人は、異議申立ての受領から14日以内に、答弁宣誓供述書を提出しなければならない。仲裁廷の許可なしに、それ以上の宣誓供述書を提出することはできない。
4. 仲裁廷は申請を審問した上で、以下を行うことができる。
 - a. 略式の仲裁判断を下す。又は
 - b. 申請の却下命令を下す。又は
 - c. 申請人の請求又は請求の一部についての担保要求命令を下す。
5. 仲裁廷の仲裁判断又は命令は、書記官が延長する場合を除き、審問終了後21日以内に書面で行なわれるものとする。
6. 本規則第31項,32項及び33項に定める費用については、仲裁廷の裁量で裁定できるものとする。
7. 本規則第28.2項,29.1項及び29.2項は、必要又は適切な変更を加えた上で、本条に基づいて行われる略式仲裁判断に適用される。
8. 申請が却下された場合でも、仲裁廷は仲裁を継続するものとする。

支払に関する情報

1. 支払いは、“Singapore International Arbitration Centre”宛にシンガポール国内で振り出された小切手により行うことができる。すべての小切手による支払いは、以下に宛て直接送付する方法により行われるものとする:

Singapore International Arbitration Centre
32 Maxwell Road, #02-01
Singapore 069115
Attn: Accounts Department

2. 支払いは、以下に規定するSIACの銀行口座宛に送金する方法により支払うことができる(銀行手数料は支払人負担とする)。

送金先名称 : Singapore International Arbitration Centre
銀行 : United Overseas Bank Limited
支店 : Coleman Branch
銀行住所 : 1 Coleman Street, #01-14 & B1-19,
The Adelphi, Singapore 179803
口座番号 : 302-313-540-8
スウィフト・コード: UOVBSGSG

送金の確認に係る便宜のため、当事者は、「当事者名 / 案件番号」を、送金時情報として含めるよう求められるものとする。SIACにおける預託金の調査に資するために、SIACは当事者に対し、送金後可及的速やかに送金記録の写しを送付するよう求めるものとする。

当事者は、SIACに対するいかなる送金を行う前においても、最新の銀行口座に係る情報につき、SIACに事前に照会することが推奨される。シンガポールドルでない通貨による支払いについても、当事者はSIACに照会を行うことが推奨される。

シンガポール国際仲裁法(CAP 143A)

シンガポール国際仲裁法(CAP 143A)については、www.siac.org.sg又は<http://statutes.agc.gov.sg>から直接ダウンロードすることができる。

SIAC

シンガポール国際仲裁センター

SIACモデル仲裁条項

(2015年9月1日修正版)

国際的契約書を作成する際には、以下の仲裁条項を記載することを推奨いたします：

その存在、有効性又は終了に関するあらゆる争点も含め、本契約から生じる、又は、本契約に関連する全ての紛争は、その時点で効力を有するシンガポール国際仲裁センター仲裁規則（「SIAC規則」）に従って、シンガポール国際仲裁センター（「SIAC」）により管理される仲裁に付託され、最終的に解決されるものとし、当該規則は本条で言及することにより、本契約に組み込まれたものとみなす。

仲裁地は、[シンガポール]*とする。

仲裁廷は、_____ **名の仲裁人で構成される。

仲裁の言語は _____ とする。

準拠法

当事者は準拠法条項も記載すべきです。下記が推奨されます。

本契約は _____ ***法に準拠する。

* 当事者は、両者が選択する仲裁地を特定すべきです。当事者がシンガポール以外の仲裁地を選択することを希望する場合は、[シンガポール]という部分を希望の国及び都市名に差し替えてください。（例：[都市名、国名]）

** 奇数を記載してください。1又は3となります。

*** 国又は法域を記載してください。



Singapore International Arbitration Centre

SIAC MODEL CLAUSE

(Revised as of 1 September 2015)

In drawing up international contracts, we recommend that parties include the following arbitration clause:

Any dispute arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved by arbitration administered by the Singapore International Arbitration Centre ("SIAC") in accordance with the Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre ("SIAC Rules") for the time being in force, which rules are deemed to be incorporated by reference in this clause.

The seat of the arbitration shall be [Singapore].*

The Tribunal shall consist of _____ ** arbitrator(s).

The language of the arbitration shall be _____ .

APPLICABLE LAW

Parties should also include an applicable law clause. The following is recommended:

This contract is governed by the laws of _____ .***

* Parties should specify the seat of arbitration of their choice. If the parties wish to select an alternative seat to Singapore, please replace "[Singapore]" with the city and country of choice (e.g., "[City, Country]").

** State an odd number. Either state one, or state three.

*** State the country or jurisdiction.

SIAC

シンガポール国際仲裁センター

SIAC簡易仲裁手続モデル仲裁条項

(2015年9月1日修正版)

国際的契約書を作成する際には、以下の仲裁条項を記載することを推奨いたします：

その存在、有効性又は終了に関するあらゆる争点も含め、本契約から生じる、又は、本契約に関連する全ての紛争は、その時点で効力を有するシンガポール国際仲裁センター仲裁規則（「SIAC規則」）に従って、シンガポール国際仲裁センター（「SIAC」）により管理される仲裁に付託され、最終的に解決されるものとし、当該規則は本条で言及することにより、本契約に組み込まれたものとみなす。

当事者は、本条に準じて開始されたいかなる仲裁についても、SIAC規則の第5.2項に規定された簡易仲裁手続に従って実施されることに合意する。

仲裁地は、[シンガポール]* とする。

仲裁廷は、1名の仲裁人で構成される。

仲裁の言語は _____ 語とする。

準拠法

当事者は準拠法条項も記載すべきです。下記が推奨されます。

本契約は _____ **法に準拠する。

* 当事者は、両者が選択する仲裁地を特定すべきです。当事者がシンガポール以外の仲裁地を選択することを希望する場合は、[シンガポール]という部分を希望の国及び都市名に差し替えてください。（例：[都市名、国名]）

** 国又は法域を記載してください。



Singapore International Arbitration Centre

EXPEDITED PROCEDURE MODEL CLAUSE

(Revised as of 1 September 2015)

In drawing up international contracts, we recommend that parties include the following arbitration clause:

Any dispute arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved by arbitration administered by the Singapore International Arbitration Centre ("SIAC") in accordance with the Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre ("SIAC Rules") for the time being in force, which rules are deemed to be incorporated by reference in this clause.

The parties agree that any arbitration commenced pursuant to this clause shall be conducted in accordance with the Expedited Procedure set out in Rule 5.2 of the SIAC Rules.

The seat of the arbitration shall be [Singapore].*

The Tribunal shall consist of one arbitrator.

The language of the arbitration shall be _____.

APPLICABLE LAW

Parties should also include an applicable law clause. The following is recommended:

This contract is governed by the laws of _____.**

* Parties should specify the seat of arbitration of their choice. If the parties wish to select an alternative seat to Singapore, please replace "[Singapore]" with the city and country of choice (e.g., "[City, Country]").

** State the country or jurisdiction.

SIAC

シンガポール国際仲裁センター

SIAC移動端末用アプリケーション



SIAC移動端末用アプリケーションは、iPhone、iPad及びBlackberryに係るアプリケーションで構成され、出先において2013年SIAC規則及びシンガポール国際仲裁法(IAA)を参照する非常に便利な手段を提供するものである。

SIAC移動端末用アプリケーションでは、SIACでの仲裁に係る見積費用を確認することも可能であり、かつSIAC仲裁人パネルの詳細も提供される。

SIAC移動端末用アプリケーションは、iPhone、iPad及びBlackberry上のApp store及びBlackberry App Worldにおいて、現在無料で入手することができる。

報酬に関する付属規定

(本規定における全ての金額はシンガポールドルにより定められる)

本報酬に関する付属規定は、2014年8月1日をもって発効し、同日以降に開始する全ての仲裁に適用される。

申立手数料* (返金不可)

シンガポール国内の当事者	S\$2,140**
シンガポール国外の当事者	S\$2,000

* 本申立手数料は、SIACにより管理されるすべての仲裁に適用され、かつ各請求又は反対請求に適用される。

** 当該申立手数料には、シンガポールの物品サービス税7%を含む。

事務管理報酬

本規定に従い下記のとおり算定された事務管理報酬は、SIACにより管理されるすべての仲裁に適用され、かつSIACに支払われるべき金額の上限を定める。

係争金額 (S\$)	事務管理報酬 (S\$)
50,000以下	3,800
50,001 以上 100,000	3,800 + 50,000を超える部分につき2.200%
100,001 以上 500,000	4,900 + 100,000を超える部分につき1.200%
500,001 以上 1,000,000	9,700 + 500,000を超える部分につき1.000%
1,000,001 以上 2,000,000	14,700 + 1,000,000を超える部分につき0.650%
2,000,001 以上 5,000,000	21,200 + 2,000,000を超える部分につき0.320%
5,000,001 以上10,000,000	30,800 + 5,000,000を超える部分につき0.160%
10,000,001 以上 50,000,000	38,800 + 10,000,000を超える部分につき0.095%
50,000,001 以上 80,000,000	76,800 + 50,000,000を超える部分につき0.040%
80,000,001 以上 100,000,000	88,800 + 80,000,000を超える部分につき0.031%
100,000,000 を超える場合	95,000

事務管理報酬には、以下の項目は含まれない:

- 仲裁廷の報酬及び費用
- 審問のための、又は審問に関連する施設使用料及びサポートサービス料 (例: 審問室、備品、反訳及び通訳サービス等);
- SIACに発生する実費.

仲裁人の報酬

当事者が、規則第30.1項に従い仲裁廷の報酬を定める代替的な方法に関する合意を行わない場合において、SIAC仲裁規則の下で行われかつ管理される仲裁に係る仲裁人の報酬は以下のとおりとする。

本規定に従い下記のとおり算定された報酬は、仲裁人1名に支払われるべき金額の上限を定める。

係争金額 (S\$)	仲裁人の報酬 (S\$)
50,000以下	6,250
50,001 以上 100,000	6,250 + 50,000を超える部分につき13.800%
100,001 以上 500,000	13,150 + 100,000を超える部分につき6.500%
500,001 以上 1,000,000	39,150 + 500,000を超える部分につき4.850%
1,000,001 以上 2,000,000	63,400 + 1,000,000を超える部分につき2.750%
2,000,001 以上 5,000,000	90,900 + 2,000,000を超える部分につき1.200%
5,000,001 以上 10,000,000	126,900 + 5,000,000を超える部分につき0.700%
10,000,001 以上 50,000,000	161,900 + 10,000,000を超える部分につき0.300%
50,000,001 以上 80,000,000	281,900 + 50,000,000を超える部分につき0.160%
80,000,001 以上 100,000,000	329,900 + 80,000,000を超える部分につき0.075%
100,000,001 以上 500,000,000	344,900 + 100,000,000を超える部分につき0.065%
500,000,000を超える場合	605,000 + 500,000,000を超える部分につき0.040% 2,000,000 を上限とする

暫定的及び緊急的救済に関する報酬

規則第26.2項及び付属規定1に従い行われる緊急の暫定的救済の申請に係る報酬は、以下のとおりとする。

- 1. 緊急仲裁人の申請に関する事務管理報酬:** 規則第26.2項及び付属規定1に従い行われる申請に際しては、以下の事務管理報酬の支払いが行われなければならない:

シンガポール国内の当事者	S\$5,350*
シンガポール国外の当事者	S\$5,000

*当該事務管理報酬には、シンガポールの物品サービス税7%を含む。

- 2. 緊急仲裁人の報酬:** 緊急仲裁人の報酬については、書記官が別段の決定を行わない限り、仲裁が開始された時点において効力を有する報酬に関する付属規定に従って算定された、1名の仲裁人報酬の上限金額の20%をその上限金額とするが、S\$20,000を下回らない金額とする。申請人は、申請を行った後ただちに、緊急仲裁人の報酬及び費用に充てられるべき預託金を支払うものとする。

www.siac.org.sg

Singapore International Arbitration Centre

32 Maxwell Road #02-01 Singapore 069115

t +65 6221 8833 | **f** +65 6224 1882 | **e** corpcomms@siac.org.sg